

下野市行政改革推進委員会の概要について

1. 下野市行政改革推進委員会について

① 任期

- 委嘱日からその翌年度末まで（令和7年7月31日～令和9年3月31日）

② 組織

- 10名

（参考資料1「令和7・8年度 下野市行政改革推進委員会 委員名簿」を参照）

③ 会議の開催基準

- 委員の過半数が出席すること。（R7・8年度は5名以上）

④委員の役割

行政改革

- 1 行政改革大綱についての意見、提言等に関する事
- 2 行政改革大綱の進捗状況についての意見、提言等に関する事

行政評価

- 3 市が実施する行政評価の内部評価について、その評価の妥当性の検証に関する事
- 4 行政評価制度にかかる市民評価に関する事

⑤会議の公開

- 原則公開とします。

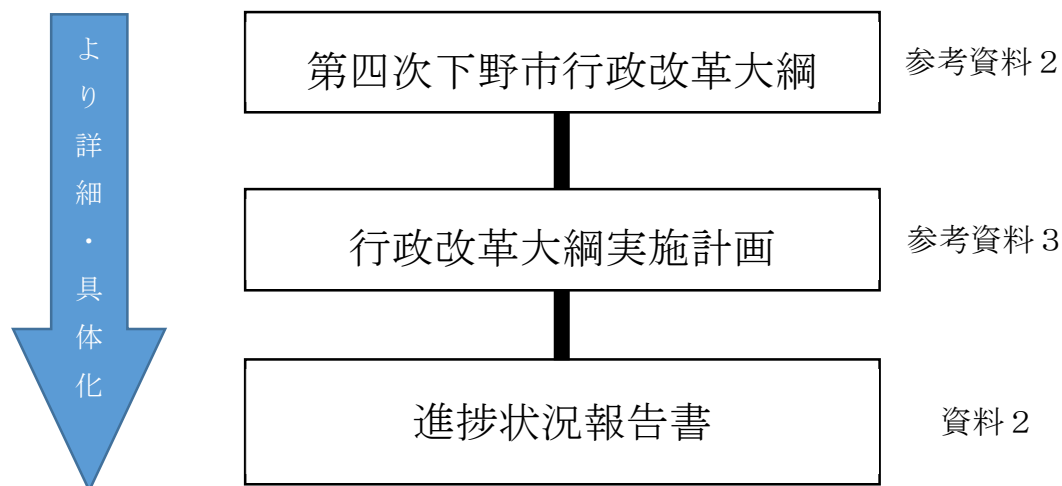
⑥会議録

- 毎会議後、事務局で作成し、委員の皆様にご確認のうえ、会長と委員2名の方に署名していただき、ホームページ上に公表します。
- 発言者名についても、会議録に明記させていただくこととなりますのでご了承ください。
- 2名の署名委員は名簿順に入れ替わりで依頼させていただきます。

2. 行政改革に関する事項について

市が行政改革を進めるにあたって、基本的な考えや目標、取組み方針などを定めた下野市行政改革大綱を策定、現在は「第四次下野市行政改革大綱」に基づき、行政改革を進めている。

現在の大綱は令和7年度末で計画期間が終了することから、今年度中に第五次大綱の策定を行う。



◆ 第四次下野市行政改革大綱

① 計画期間

令和 2 年度から令和 7 年度までの 6 年間

② 基本目標

「未来へ 知恵と協働で築く 持続可能な行政運営の確立」

③ 基本方針と推進項目

基本目標の達成のために、取り組むべき方向性として 3 つの方針と、具体的な推進項目を掲げる。

基本方針 1 質の高い行政サービスの推進	
推進項目	【市民参画の推進と協働型社会の構築】 市民が参画しやすい環境の整備を図り、協働型社会の構築を目指します。 【公正の確保と透明性の向上】 市政情報を市民に共有し、透明性・公正性の確保に努めます。 【市民サービス等における利便性の向上】 市民ニーズに対し、利便性の向上と、事務効率化を図ります。 【民間活力活用の推進】 民間のノウハウ活用により、サービスの向上を図ります。
基本方針 2 効率的・効果的な行政経営の推進	
推進項目	【職員の適正管理と組織の強化】 事業推進のための最適な人材配置を図ります。 【職員の意識改革と人材育成の推進】 職員の意欲・能力向上と、能力ある人材の登用を推進します。 【業務改善の推進】

	デジタル化の推進と、行政評価の適正運用に取り組みます。 【広域行政の推進】 市民サービス向上のために、周辺自治体との連携を強化します。
基本方針 3 将来にわたり持続可能な財政運営の推進	
推進項目	【健全財政を堅持】 優先度検証等に基づく事業実施と健全財政の両立を目指します。 【税収等の財源確保と経費適正化（抑制）の推進】 定住促進、産業振興等による財源の確保と、経費抑制に努めます。 【公共施設等の適正配置と管理】 人口減少・少子高齢化をふまえた効率的な施設配置を推進します。 【地方公営企業・第3セクター等の経営健全化の推進】 健全で持続的な経営の推進と業務効率化・活性化に取り組みます。

◆ 実施計画・進捗状況報告書について

「第四次下野市行政改革大綱」の具体的な取組を示したもの。
毎年度の目標を設定し、随時達成度の進捗管理を行う。

①進捗管理の方法

今回の資料 「第四次下野市行政改革大綱実施計画・進捗状況報告書」により毎年進捗を管理していきます。

3. 行政評価に関する事項について

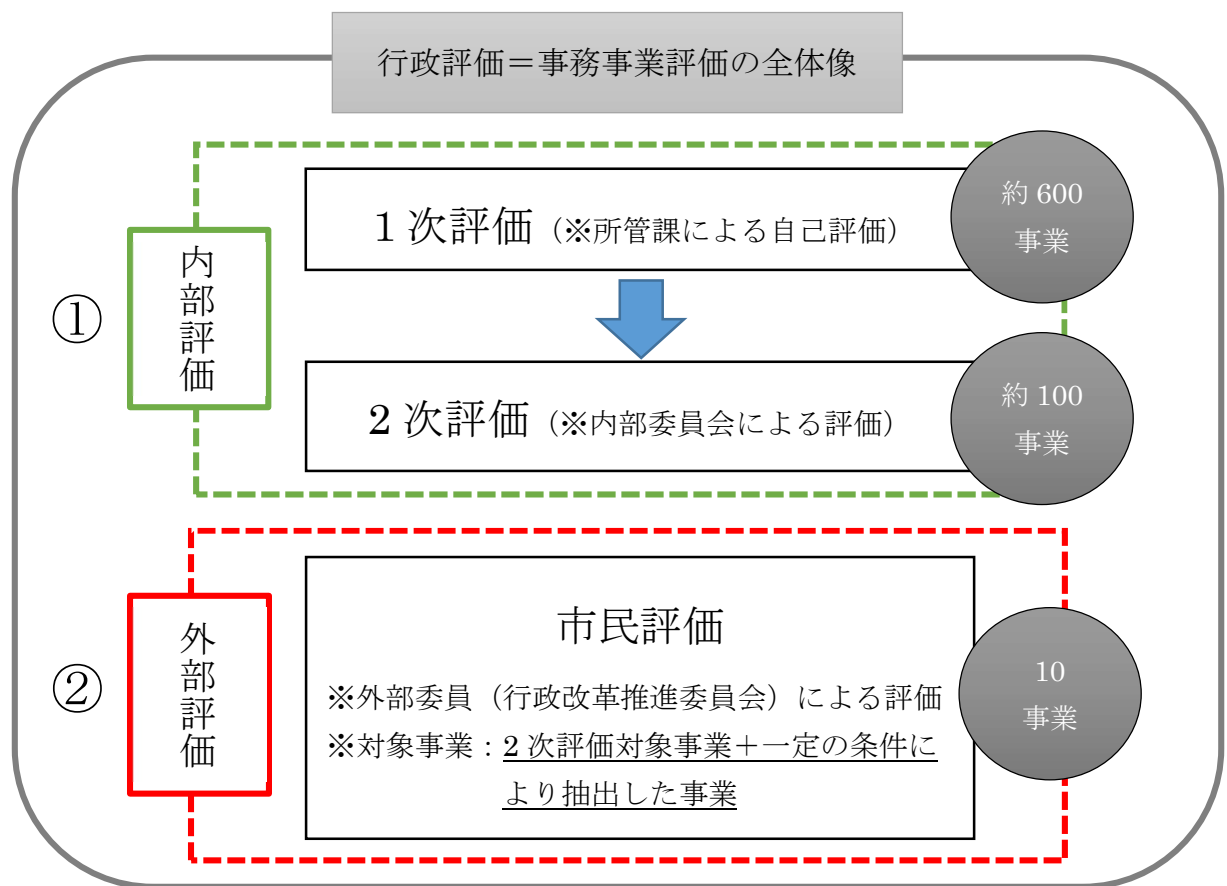
◆ 下野市の行政評価（＝事務事業評価）について

市では、効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため、原則として、実施するすべての事業について事務事業評価を実施しております。

評価にあっては事前評価方式を採用しており、事業を実施する前にその方針を評価し、事業の改善等に努めております。

1次評価は約600事業（原則として全事業）が対象となり、そのうち、「市に裁量があり、経常収支比率の上昇の抑制に資する事業」等の条件により絞り込んだ約100事業に対して2次評価を実施。

その後、2次評価対象事業に一定の条件で抽出した事業を加え、その中から10事業を本委員会で選定頂き、市民評価を実施します。



◆ 市民評価の実施方法・スケジュールについて

時期	事項
8 月頃	市民評価対象事業選定作業（※第 1 回にて資料配布予定） →市民評価対象事業の概要をまとめた資料を各委員に配布し、10 事業の希望調査を実施します。
10 月 28 日 11 月 21 日	市民評価ヒアリングの実施 →第 2 回・第 3 回行政改革推進委員会にて、選定頂いた 10 事業に対するヒアリングを実施します。
12 月 18 日	市民評価ヒアリング結果のとりまとめ →第 4 回行政改革推進委員会にて、第 2 回・第 3 回でのヒアリング結果を総括し、「市民評価報告書」を作成いただきます。 ※R5 市民評価報告書を参考資料 4 としてお付けしております。
1 月 29 日	市民評価報告書の提出 →第 5 回行政改革推進委員会にて、市民評価報告書を市長にご提出いただき、その内容について意見交換を実施します。